

企業活動と医療機関等の関係の透明性に関する指針

本草製薬株式会社（以下、当社）は、日常の企業活動が倫理的にかつ法を遵守し誠実に行われていることを広く皆様にお知らせするために、当社と医療機関等との関係について透明性を確保する必要があると考えており、以下のとおり医療機関等との関係の透明性に関する指針を定めました。

1. 目的

医薬品の研究・開発、製造販売後の有効性・安全性の確認、安定供給、品質の確保、適正使用情報の提供等を継続して行うことにより、医学、薬学をはじめとするライフサイエンスの発展に寄与していることをご理解いただき、さらにそのための活動が高い倫理性を担保されていることについて広く理解を得ることを目的とします。

2. 公開方法および時期

当社ウェブサイトを通じ、対象となる事業年度（9月から8月）における下記 3. 公開対象の資金提供について決算確定後に公開します。

3. 公開対象

A. 研究費開発費等

研究費開発費等には、臨床研究法、医薬品医療機器等法における GCP/GVP/GPSP 省令等の公的規制や各種指針のもと実施される研究・調査等に要した費用が含まれる。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

・ 特定臨床研究費（注 1）	提供先施設等の名称等（注 2）：〇〇件〇〇円
・ 倫理指針に基づく研究費（注 3）	提供先施設等の名称（注 4）：〇〇件〇〇円
・ 臨床以外の研究費（注 5）	年間の件数・総額、提供先施設等の名称
・ 治験費	提供先施設等の名称（注 4）：〇〇件〇〇円
・ 製造販売後臨床試験費	提供先施設等の名称（注 4）：〇〇件〇〇円
・ 副作用・感染症症例報告費	提供先施設等の名称（注 4）：〇〇件〇〇円
・ 製造販売後調査費	提供先施設等の名称（注 4）：〇〇件〇〇円
・ その他の費用	年間の総額

（注 1）「特定臨床研究費」とは、臨床研究法に定義される特定臨床研究の契約に基づいて支払った費用をいう。

（注 2）「臨床研究識別番号」「資金の提供先」「研究実施医療機関名」「研究責任医師名」等を公開する。

（注 3）「倫理指針に基づく研究費」の「倫理指針」とは、“人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針”（生命・医学系指針）を指す。

（注 4）「提供先施設等の名称」は契約内容に基づいて「施設名」「施設内組織名」「個人の所属・役職・氏名」を公開する。

(注5)「臨床以外の研究費」とは、特定臨床研究、倫理指針に基づく研究、治験および製造販売後調査等以外の研究であり、いわゆる「基礎研究」や「製剤学的研究」などに要した費用をいう。

B. 学術研究助成費

学術研究の振興や研究助成等を目的として行われる奨学寄附金、一般寄附金、及び学会等の会合開催費用の支援としての学会等寄附金、学会等共催費等。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- ・奨学寄附金 ○○大学○○教室：○○件○○円
- ・一般寄附金 ○○大学（○○財団）：○○件○○円
- ・学会等寄附金 第○回○○学会（○○地方会・○○研究会）：○○円
- ・学会等共催費等 第○回○○学会（○○地方会・○○研究会）：○○円

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。)

C. 原稿執筆料等

自社医薬品をはじめ医学・薬学に関する科学的な情報等を提供するため、もしくは研究開発に関わる講演、原稿執筆や監修、その他のコンサルティング等の業務委託の対価として支払われる費用等。

提供した資金等は、各項目の年間総額とともに以下のとおり公開する。

- ・講師謝金 ○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円
- ・原稿執筆料・監修料 ○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円
- ・コンサルティング等業務委託費 ○○大学（○○病院）○○科○○教授（部長）：○○件○○円

(※この項には、臨床研究法で公表を義務付けられている情報も含まれる。)

D. 情報提供関連費

医療関係者に対する自社医薬品や医学・薬学に関する情報等を提供するための講演会、説明会等の費用。

- ・講演会等会合費 年間の件数・総額
- ・説明会費 年間の件数・総額
- ・医学・薬学関連文献等提供費 年間の総額

E. その他の費用

社会的儀礼としての接遇等の費用。

- ・接遇等費用 年間の総額

2024年9月1日～2025年8月31日（当社第19期）の資金提供に関する情報を以下のページにて公開しております。

→ [医療機関等への資金提供に関する情報](#)